

# ザ・パスポート

19

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・3・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター 気付 電話03(591)11301  
郵便振替 東京2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円(送料70円)年12回分3000円



1991年 7月25日発行

九〇・七・一七

## 更新手続に伴う意見陳述二

日本革命家 丸岡 修

すり替え、絶対主義天皇制強化に利用しただけでした。一九四五年の敗戦によつてもこの日本の反動的・反民主主義的立場は変わっていません。支配階級と官僚共は、連合軍GHQの支配の間は

おとなしく頭を引っ込めていただけで、アメ帝占領軍の国際反共戦略の必要から、日本の軍国主義者達を壊滅させるのではなく、番頭化するだけにとどまつた為に、戦前支配階級と官僚は、何らそのファッショ的体質を変えることなく見事に復活をとげてしまつた。A級戦犯の岸が首相をやり、血に汚れた政治警察出身の正力もA級戦犯であつたにもかかわらず絞首刑を逃れて（こんな奴の死刑を免除することはない）日本の戦後のマスコミを牛耳り、超A級戦犯のヒロヒトラーは退位もせずに四十四年間も生き延び続け、「平和を愛していた」と言われるのが日本です。日本でなぜ民主主義が成長していないのか（ブルジョア民主主義でさえも）、それは人民の自らの手でまだ民主主義を闇い取つていなからです。天皇制を日帝敗戦の中で廃止できなかつたからでも

あります。これがヨーロッパのブルジョア民主主義よりも劣つていることの原因です。

このような日本の司法が、現権力の基盤を脅かそうとする左翼に対しても攻撃的なのは、理の当然といえるでしょう。民主主義の何たるかを知らない（ブルジョア民主主義のそれをも）日本の裁判所は、左翼「政治犯」を常に公安秩序を乱したとするだけで、権力の横暴の側に立ち弾圧することに自らの役割を求め、民主主義と「法治」に敵対しています。

### III 日本の司法の現状

元裁判官の谷口正孝氏は、その著書『裁判について考える』（勁草書房）で、このように述べています。

「裁判官が批判者たることを忘れ、検察官の主張に追随し、被告人の方に耳を傾けないことに誤判が生じる」

「裁判官が国家機関たるの故をもつて、検察官と同類意識に立ち、自らの使命を治安の確保に画くが如きは、憲法の理念に反する」

(1) このような良心的な裁判官がおられたことは喜ばしいが、現在の裁判所は悲観的な状況下にあります。何度か指摘してきたいますが、以下に何点か述べておきましょう。

① 前回も指摘したように、判檢交流が規制されるどころかますます活発化しており、行政官庁との交流も積極的にすすめ、外務官僚までが最高裁判事に着任しており、いざれ警察官僚が最高裁判事に何人もが着任することになるだろう。これでは三権分立とした憲法に違反した事態であると言える。日本の司法そのものが違憲状態であると言つても決して言いすぎではない。

② 七月十二日、第四十四期司法修習生のグループが記者会見。「最高裁が在日外国人から『憲法と法律を守ります』、また逮捕、起訴歴のある人から『言動を慎みます』などの誓約を提出させ、保証人を求めていた」と発表。同期修習生五〇七人の七割が最高裁長官への改善要望書に署名。最高裁のこのような不当な支配が蔓延している。研修所の教官採用においても最高裁の管理は行き届き、民主的弁護士の講師がななか認められない状況にある。このような司法に一体、何を期待できるのでしょうか。

(2) この間の判例で示すと(前回五・一五に述べたのは略)。最高裁の五・二八の男女定年格差是正訴訟判決や、その後の地裁段階での男女雇用差別(賃上げ差別)判決の例など合意できるものばかりです。しかし、以下のいくつかの例は合意できるものではありません。

① ナハ地裁 五・二九。米軍に基地提供のため、安保条約にもとづく米軍用地特別措置法を適用し、国が私有地の強制使用を認める処分を出したのは、平和主義をうたつた憲法に違反するとして、那覇市が首相を相手に使用認定処分の取消しを求めていた行政訴訟で、裁判官井上はその訴えを全面的に棄却。その

中で、「高度な政治問題は司法審査になじまない」とする「統治行為論」という国の主張を正当化、基地提供は条約上の責務だと。裁判所そのものが日本国憲法の趣旨を全く理解していない。条約の語句の解釈ではなく、憲法ができた背景をとらえた上の語句の解釈が必要なのだ。侵略戦争を起した日本軍国主義の再生を許さないが為に、日本国憲法の主権在民、平和主義、三権分立、基本的人権の尊重がある。これは中学校の教科書にも出ていることである。行政権力に独走を二度と許さないが為に、司法の独立、司法権の強化、違憲立法審査権が司法に与えられている。にもかかわらず、日本の裁判所がやっていることは、進んで積極的に司法権を行政権力の手先として使うことに走っている。司法権の強化は行政権力の横暴を抑止するためにあって、司法が人民を弾圧するためにあるのではない。

② 「テレホンカード事件」に対しての第一審無罪判決に対する高裁判決がこのほどあつた。テレカの不正な度数変更を「有価証券偽造罪」で裁けるか否かで、東京高裁は裁けるとした。もちろん、テレカ度数変更は偽造であり、一般常識的にみて不正行為であることにまちがいはない。これを犯罪と呼ぶことには同意する。ところが現実に法の明文上、機械に対してもかかわらず、高裁は検察官の「テレカは有価証券、カードを使う電話行為は行使にあたる」とする主張に沿って有罪判決を行つた。しかしこれは法の不備を解釈で補おうとした判断である。法運用における拡大解釈を抑える戦後憲法の basic 理念から逸脱している。法律の規定によるものでなければ何人もどんな行為も処罰されないとする、法治国家の大原則である「罪刑法定主義」からの逸脱である。何よりも人権を重視することは、ブルジョア民主主義にとつても前提である。類推適用を認めることは日本はブルジョア「法治国家」ではなく、封建制国家であることを世界に宣言したことになるのを日本の裁判官は理解していないようだ。

③ 七月九日、最高裁小法廷は、「TBSビデオテープ押収問題」で、TBS側の特別抗告を棄却し、東京地裁の押収処分合法の決定を支持した。最高裁の判事どもは「この」で、言うべきでない「犯罪者の協力で取材・報道したものを持てるのは疑問である」とまで述べた。奥野裁判官のみが反対意見を述べた。「日本テレビ局のリクルート事件に関連したビデオテープ押収の場合とは異なり、暴力団の実態を国民に知らせる目的なので、報道の立場は保護されるべきだ。押収問題は違憲、違法である」と。これが常識というものである。やはり、最高裁は正義、道理が通らず、悪徳無理が通る非常識な行政機関である。報道において、社会的であるが故にそこにはモラルが必要である事は言うまでもないが、報道に警察権力が介入することは厳に排除しなければならない。六八年の長崎駅過剰警備裁判、リクルート買収事犯と今回の件とは事情が全く異なる。今回の東京地裁、最高裁の判断は、戦後初の警察による報道に対する権力行使を認めてしまった。

(3) 次に裁判の思想的偏向について述べましょう。  
左翼に対しても過剰に厳しいが、右翼に対しては寛大な対応をやっています。

① 沖縄読谷村「[ミゼラブル]」での「日の丸」焼き捨て闘争強姦の「器物損壊」裁判に対する、被告にされている知花氏や被告側証人にに対する右翼の暴力行為は裁判所内外において繰り広げられている。ナハ地裁は知花氏らの身辺保護要請に対し、「正面玄関から出るな。裏口から出ろ。さもないと安全は保障できない」と平氣で述べている。この有様は左翼紙が書いているのではなく、一般全国紙の報道である。最近では地裁は、「混乱を避けるため」と称し、右翼ゴロつきに対し別に傍聴券を渡している。裁判所はいつから右翼の御用機関になつたのか。

② 前回も述べたが、東京地裁での右翼暴力団正気塾の事務所の立ち退き判決に対して、所長代行三宅は「裁判官名は伏せろ」と司法記者クラブに申し入れ。右翼とは問題は起こしたくない三

宅はそのくせ、左翼裁判時には（私のこの裁判においても）警察と一緒にしたった裁判所構内の重警備体制を指揮している。

③ 奄美大島の「ムガリ道場」に右翼ゴロツキ「正気塾」のトルックが住民の家屋に突っ込み（八八年）、「殺してしまえ」と叫び一人に重傷を負わせ（それも生死にかかる）、民家を無茶苦茶に破壊した。それに対して検察庁は殺人未遂ではなくただの傷害致傷ですませ裁判所はなんの疑問もはさまなかつた。それどころか、「被害者の側にも落度があつた」と言うに及んではあきれてものが言えない。右翼にはこのように甘いが、東アジア反日武装戦線「さそり」の黒川さん、宇賀神さんに對しては、殺意がなかつたにもかかわらず、殺人未遂を適用した。（この判決に右翼は「情状判決」と感謝した）。

④ 左翼には最高刑を適用している。いわゆる一般刑事犯に比べてもそうである。左翼であれば、転向者や路線転換者（武装闘争を否定）に対してさえも容赦なく重刑を与えている。転向した連合赤軍のY君、転向しないまでも武装闘争を完全に否定し、宗教家になつたK君に対しても、同一罪状の一般刑事犯よりも重い「刑罰」を与えていた。ましてや転向しない左翼に対してもは法定刑の最長刑期を与えていた。これは明らかに行動ではなく思想を裁いていることを示している。

⑤ 五月の意見陳述でも述べたが、東京地裁刑事十一部の裁判官中谷は雑誌「ジユリスト」において、「左翼は知能犯で証拠を残さないので、証拠が薄いまま起訴される」と発言。要は、証拠はないが、それは無実だからではなく、証拠をいん減しているからだと言つてはいる。裁判官の多くは確かに中谷のようになんで壯の中ではそのように考えているだろうが、口にするのはさすがにはばかっている。ところが中谷は公然とこのようなことを言つても許されると想つてはいる。裁判官の多くは確かに中谷のようになんで壯の中ではそのように考えているだろうが、口にするのはさすがにはばか

(4) これらの例は客観的な事実です。これらに対し、検察

は「左翼だけを弾圧しているのではない。リクルートなど権力犯罪にも取り組んでいる」と言うでしよう。しかし、元検事総長の伊藤茂樹は、その手記の中で権力の崩壊は防がなければならないと断言していました。要は汚職摘発は自民党支配が崩壊しない範囲でやるということになります。法務省の矯正局長（検事）が盗聴の合法化を叫ぶ（八八年）時代になっています。民主主義を破壊しているのは左翼「過激派」ではなく、自民党政権とその手先に成り下がった司法です。

さらに述べるならば、右翼ファシストによる長崎市長殺害未遂、フェリス女学院学長宅銃撃テロがありましたが、警察庁長官金沢昭雄のボケは、「右翼の行動だけではなく、左翼過激派のテロも規制しなければならない」と、暴言しています。右翼ファシストのテロと左翼のグリラ闘争を同一のもの、あるいは右翼より左翼の暴力が凶悪だと主張しているのです。戦後において（戦前においても）、左翼が銃で一般市民（民間人）を暗殺したことがありますか？ 権力者を暗殺しても当然なのにそれもありません。右翼暴力団（ギャング）どもは、大阪では全港湾労働組合の幹部たちを何人も刺殺してきたし、東京では山谷労働者活動家を射殺したり、ドキュメント映画をつぐつていた映画監督を刺殺しているし、社会党の浅沼委員長も、出版社の関係者も、新聞記者もすべて右翼ファシストに殺されています。左翼はせいぜい手製の幼稚な迫撃砲ではないですか？ 攻撃対象も大きく異なります。右翼は力のない一般市民に対してであるのに、左翼は国家権力に対じてです。そして、殺人犯の右翼ゴロツキども（ヤクザのほうが立派）は死刑にも無期懲役にもなりません。たとえ無期になってしまふ連中は、左翼と違い、監獄では雑居房であるし、仮釈放、減刑の対象となっています。こんな不合理なことがこの日本にはびこつているのです。警察庁では、強盗、強姦、殺人、麻薬などよりも、国家をゆるがす「公安罪」が最も悪質としており、検察も裁判所も、監獄もそれに倣っています。

#### IV 日本の司法の本質

(1) 兵庫県立高塚〔ひさづか〕高校女子生徒門扉壓殺事件から司法の本質がみえる。

起ころべくして、生徒は門扉に挟まれて殺される事件が起こりました。教師はチャイムと同時に勢いよく門を閉めて殺害。これは傷害致死というより、未必の故意の殺人です。

それではその時の教師の心理状態はどうだったのでしょうか。人を管理することに喜びを感じていたということです。報道が正しけば（しばしば報道は歪められ誇張されているが今回は本人の市教委への報告もある）、カウントダウンしていたことにそれが表れています。門の前に立って、「時間になった。これで閉める」とすれば良いことなのを、カウントダウンして、力一杯に勢いよく閉めるということは、その教師が戯れながらやっていたことは歴然としています。しかし、これはこの教師個人の特異な例ではありません。体制化した管理社会では、このような人間性を失った動物以下の人間は必ず生じます。動物の猫であっても手加減を加えることは知っていますが、このような非人間的な在り方は戦後の「大日本帝国」の軍隊の私刑「マサ」をみれば良いし、監獄の中では今もまかり通っています。ここにいる裁判官、検察官諸君はこの事件に対してもどのように感じているのでしょうか。

朝日新聞の「声」欄に二種類の投書が出ていました。

一つは、「遅刻に門を閉めてなぜ悪いのか」（大学助手 三〇才）というものです。

「これは事故。先生、学校も責められない。大勢の遅刻者がいた。その繰り返しが日常なら、規則通り門を閉めて当然。ルールはルール。守るのが基本。運の良かった他の大勢の遅刻者が今回の事故を肝に銘じる。なぜその女生徒は閉まりつある門に飛び込んだのか残念。なぜ、そこで立ち止まり、

『先生すみません。お願ひだから開けて下さい』と女の子らしい明るい声で言えなかつたのか、心に余裕のない子どもたちも一緒に

この投書者に示されている考え方こそが、管理社会の官僚の発想の典型です。この考え方の欠陥を指摘しましよう。

① 学校、役所の側、権力を持つ側が常に正しいと思い込んでいる。

② 一罰百戒、見せしめがルール維持に良いと思つてゐる。威嚇による規律、恐怖の政治。これは本来の意味のテロリズムである。支配の発想であつて民主主義とは相<sup>(さ)</sup>いれないものである。威嚇によつていかなる教育効果があるのか。これではサーカスの動物の調教や一般での犬のしつけと同じではないか。人間の尊厳は一体どこにあるのか。

③ 生徒が急ぐのは悪い、だと? 遅刻者に対する懲罰があれば、当然必死にはなる。生徒たちの余裕をなくさせてゐるのは学校ではないか。遅刻が正しくないことは当然としても、遅刻の問題に對して生徒自身の主体的な自覚を求めず、なぜ、力で支配しようとするのか。人間の主体性を無視した日本全体主義(ファシズム)的管理社会では、人々が自己を失い、人間性を失い、その結果として、他人に對する思いやりも余裕も失うのである。生徒たちが余裕を失うのは生徒たち自身によつてではない。

④ 「女の子らしい」、「女の子らしい」とは何事か。男の子だつたら抵抗しても良いが、女の子は抵抗するなどいうことか。この男は男女差別もしているのである。

⑤ 遅刻して死んでもやむを得ない、遅刻する奴が悪いとこの男は主張している。恐ろしければ遅刻するなどといつてゐるのである。桦をはずれる者には何をしても許される。これがファシズムの特徴である。

このような男(川崎市 橋田浩)が、大学の教師になつて教壇に立つことになるかと思えば、實に恐ろしいことではないですか。

もう一つは、「管理する教育 見直す時では」(主婦二十六才)という常識にあふれたものでした。

裁判官、検察官の皆さん、あなた方はこの二つの投書のどちらの立場に立ちますか。そもそもこの事件を聞いた時に、「止むを得ない」と思いましたか、「ひどいことをする」と思いましたか。そこにあなたの方の人間性が表れていています。

上岡龍太郎氏がラジオでおもしろいことをいつていました。

米国のスタジオでは、「STUFF ONLY(関係者のみ)」の表示、日本では、「関係者以外立入禁止(OFF LIMIT)」の表示。お上(まき)が管理してやるという発想が日本では強い。これはポジティブ思考ではなく、ネガティブ思考である」と。正にそう。これが現在の裁判官、検察官の思考方法をも言ひ表しています。違いますか。ここにいる皆さんは例外であるかも知れませんが。

## (2) 女性差別の司法

行政訴訟、郊外訴訟では特殊まれな例を除き、常に行政、資本の立場に立ち、思想政治裁判でも常に支配権力の側に立つのが司法であることを述べてきましたが、性差別を行つていてることも述べておかなければなりません(時間の都合で法廷では述べませんでしたがここには書いておきます)。

いわゆる「婦女暴行」に対して、日本の刑法では著しく加害者の男に寛大で他の刑事事件よりも刑罰は軽くなっています。そればかりか裁判においては、被害者の女性には不利になつております。「十分に抵抗しなかつたから女性の側にも同意した傾向がみられる」(殺されるかもしれない女性に抵抗を要求するのがおかしいのだー)とか、「深夜に人通りのない所に行くのは十分に危険が予測された」とか、「女性が挑発的な服装をしていたのは落度である」とか、「密室である車に乗つたのは同意したともとられる」とか、「被害者に金を払つたから」(多くて百万円、普通は数十万円にすぎない)などの理由をつけられ、加害者の男は軽い刑罰

で済むようになっています。被害者の女性は公判廷で被害の状況をこと細かに証言しなければならず、裁判自身が精神的苦痛を与えるものになつております。被害者が泣痕入りせざるをえなくなつてます。逆に加害者の「女は良がり声をあげていた」などが加害者の刑罰軽減の有力な材料になつています。これは戦前の女性差別の継承の結果としてあります。男は妻以外の何人の女と関係し困ついていても罪にはならないが、逆に妻の「不貞」は姦淫罪で罰せられていたのと同じことです。強姦を加害者の男も裁判所もたいた罪とは思っていないことが問題です。女性が暴行を受けるのと男性が傷害を受けるのとは精神的にも肉体的にも被害者が受けたダメージは異なるのです。三浦朱門のバカは文化庁長官の時に、「男は女を強姦するぐらいでなければならない」と暴言したように、これが日本の文化水準であり、運れた民主主義の水準を示しています（三浦の妻の曾野綾子も同じ程度の意識しかない）。「松山事件」の警察官は女子大学生を強姦殺害したが、このような権力機関の者は死刑にしてしかるべきなのに、警視庁が三千万円を遺族に支払ったとして無期懲役になり、十五年ほどで假釈放になるのは目に見えています。しかも警察の連中が警視庁で私に語つていたことは、「三千万も払つたけど、調べてみたら処女ではなく、男通歴があつたのだ」でした。これがいわゆる司法警察員の人権感覚です。

ちなみにイスラム諸国では強姦は殺害でなくとも死刑あるいは重刑で、被害者の父兄が犯人を殺しても実際には罪にはなりません。革命の軍隊では強姦だけで無条件で銃殺です。P.L.O.がレバノン右翼ファシストの女性民兵捕虜に乱暴したとして、戦士を処刑（公開銃殺）しましたが、強姦はそれほどの罪です。買売春も日本においては買春では実質的に罪を受けないのに売春では刑罰を受けてしまいます。売春を取り締まるなら買春の側も同じように取り締まるべきなのです。

（3）アジア系外国人に対する差別

最近になってマスコミも取り上げるようになつてているので、説明は省いて、事例だけあげておきましょう。

① 在日朝鮮人・韓国人・中国人に対する指紋押捺拒否に対する裁判所の態度。

② 日弁連などが指摘しているように、在日アジア人労働者（労働者）の「犯罪」に対する態度、窃盗などの場合、日本人で初犯ならば執行猶予などがつくのに、アジア系労働者の場合は実刑であり、滞在許可のある者はそれをとりけられ自動的に強制送還されることになっている。検察もおざなりな捜査しか行なわず、警察の通訳はいいかげんな訳しか行なわず、行政と司法が一体となつてアジア系労働者を差別し、国外追放を基本にした排外主義的態度をとっている。又、風俗産業に就いているアジア人女性たちを保護するのではなく、彼女たちを入管法違反で摘発し、彼女たちに充春強要や暴行を加えている日本人たちを野放しにしているのが、日本の司法である。

日本の司法による在日アジア系労働者に対する差別待遇をあげれば、いくらでもあげることができるが、長くなるので今日は述べないでおきます。

## V 司法はどうあるべきか

日本の司法を批判するのはたやすいことですが、それだけでは不十分なので、現体制の中での（革命によらないなら）どのように改革すべきか簡単に述べておきましょう。

日本国憲法三権分立の根柢は何か、それは「行政権力」性恩説の民主主義的理念に依拠し、司法の行政権力からの独立性を保障しようとしたもの。しかるに現在の司法は行政権力に漬着し、自ら独立性を放棄している。憲法では内閣が最高裁長官を指名され、司法の反動化をもたらした。前回述べたように、戦後の

司法改革が表面的なものに終わったことの根柢は、最高裁判事務統局を解体できなかつたことと、反動的長官及び裁判官の就任を許したことにある。五十年に反共主義者の田中耕太郎が長官、五十四年に戦前の思想弾圧の張本人であつた検事の池田克が最高裁判事に任命され、六九年には戦前の法律家で思想弾圧に手を貸した石田和外が長官になつたようだ。

改革方法。第一に、内閣による長官指名の方法をより民主的なものにし、時に権力者の思いのままにならないようとする。内閣指名の承認を国会で得るようすれば、自民党が過半数を占めてゐるにせよ、指名経過、意図が明らかにされる。内閣の指名は最高裁判推薦に準じる。現憲法下でも可能な方法であり、憲法制定時の趣旨に沿つてはいる。さらに長官の任期を五年にする。第二に、検察庁を法務省から分離し、弁護士会から判事、検事を出す（弁護士経験十年以上の者に限る）。第三に、司法試験に対する法務省の干渉を排除し、弁護士、判事、検事からなる司法委員会の下に実施し、定員も大幅に増やす。司法研修所も司法委員会が運営する。第四に、最高裁判事務総局を解体し、民主改革を行なう。第五に、住民代表による司法諮問委員会をつくり、住民の直接的意志と自治が司法に反映するようにする。第六に、裁判所の連憲審査機能を強化し、住民あるいは原告から連憲審査を求められた時は、速やかに憲法判断を示さなければならないようにして、裁判所の中に憲法擁護委員会を常設して法令審査請求を受ける（十万人以上の署名）ようにする。「国民」ではなく住民である。住民には五年以上滞在の外国人を含む。第七に、最高裁判各裁判官の十年に一度の国民審査は現行の不信任のみの記述はやめ、信任・不信任の記述を求める。信任が有効投票の過半数を占めなければならぬようとする。

以上の改革が無理だというのであれば、以下の改革をすすめる。  
 ①判検交流・判官交流の即時停止、②最高裁判事の全裁判官による互選、③事務総局の民主化、④裁判官の自主的民主的活動を、

認めること、⑤国民審査の方法を前記のように改めること、など。  
 檢察起訴の有罪率九九・七%は検察の優秀さではなく、裁判所の検察化を示したものでしかありません。真剣に考えてもらいたいものです。

## VII 拘置所、刑務所のあり方

今日日本の非民主的管理社会を反映し、その縮図として、日本の拘置所と刑務所があります。民主的社会での刑務所の本来の目的は、犯罪者の更生と社会復帰にあります。ところが現在の日本の監獄の目的は懲罰でしかありません。私は犯罪を問うなど言つては、犯罪者の更生と社会復帰にあります。ところが現在の日本でいのではあります。懲罰だけで犯罪をなくすことはできないと言つてはいるのです。犯罪をなくすには、まちがいを犯した者に自身でその罪を真に悔い改めさせ、人を変革することが必要です。ところが、日本の刑務所の模範囚の基準は、当局の管理、命令に対する従順さだけで判断され、本人の変革が基本になつていません。力の制圧だけでは外面はおとなしくさせても、内面を変えることはできません。しかも、その模範囚の基準は、單に成文化された規則を守るだけでなく、看守の勝手気ままな気分に合わせて（それも看守個々人で異なる）その顔色を四六時中伺つていなければなりません。作業中に雑談をした（作業に関することであっても）、作業中ふと顔をあげて看守の顔を見ただけで、「減点処分」になつたり、「懲罰」の対象になつてきます。刑務所での懲罰審議に弁護人はもちろんつけられず、形だけの本人の弁明を聞くだけで、基本は摘発看守の「現認調書」だけで懲罰を与えられてしまします（監獄の実態は受刑経験者たちによつて様々に出版されたり発表されているので、以下略）。仮釈放の基準と同じく、犯した罪に対して真に反省しているかどうかではなく、監獄当局のこと細かな規制と時には理不尽な命令に従順であるか否かによつています（左翼は最初から対象外）。うがつた見方をす

れば、死刑を正当化するためにあるようなものです。無期懲役ではあっても（左翼ではなく）当局に対する態度さえ良ければ、十七、八年で仮釈放になることがあります。もう捕まるのがいやだというだけの反省だけでは一部の人が再び過ちを犯す可能性は大いと言えます。その結果として、再犯があると、「死刑をなくすと再犯の可能性がある」と悪宣伝の材料にされてしまい人を変革するには、非人間的施設と非人間的非民主的管理の方法では不可能です。動物を虐待すれば、その動物はなつてはきません。チンパンジーをペットにしようと思う人はチンパンジーを虐待しますか？しないでしょ。動物でさえもそうです。ましてや、人間は動物と違い思想意識を持った社会的存在です。人間の尊厳を奪うことによっては、罪を犯してしまった人を立ち直らせることはできません。戦前の「大日本帝国」皇軍的規律、威嚇、暴力による支配がまかり通っています。誤って罪を犯した人々に対して動物的処遇を与えるなら、彼らの人間性を失わせる」とにしかなりません。恐怖、威嚇では人間が本質的には変化しません。現在の監獄は人間性を与えるのではなく、奪うことに基本があります。裁判官、検察官の諸君、監獄当局に用意された視察ではなく、身分を隠して実際に拘置所、刑務所に三ヶ月間ほど入つてみなさい！私の言っているのが誇張ではないことがわかるはずです。不適当な処遇があれば裁判所に訴えよという声があるかもしれません。しかし、法務省への「請願」提出にさえ妨害があり、告訴すれば自動的に処遇を落とされ、「告訴を取り下げる」との脅迫を受けている現実を裁判官諸氏はご存じなのか？

監獄当局の露骨な左翼政治犯に対する差別的待遇について、端的な例を一つだけ示しておきましょう。塙見孝也氏が七年前に東拘から府中刑務所に下獄させられた時に、刑務所当局は氏に、「はじめて服役して満期で出られるように」と言ったのです。普通は、「はじめて服役して仮釈放で早く出られるようにしなさい」というのです。所内の服役態度うんぬん以前に、左翼政治犯に対

する獄中彈圧は法務省の指示によつて貫徹されているのです。他にも監獄の問題点を指摘しておきましょう。東拘では毎日、夕方五時から九時までのラジオ番組が放送されていますが、この七月現在、週三回は録音テープによる音楽放送とクラシックが生放送されています。その放送のし方に日本の監獄当局の非人間性がよく表れています。七時二五分からNHK・FMの昼の歌謡曲テープが流されますが、何とそれは番組の途中から始まり、途中で終わり、続けて八時十五分頃から流されるNHK・FMのクラシック放送もまた番組の途中から流されるのです。聞く者の側のことなど何も考慮していないことが歴然です。一事が万事、すべてがこのようになっています。

アスベスト（石綿）が発ガン物質であることは広く知れ渡り、その扱いは非常に慎重になっています。ところが、東拘ではそのアスベストが吸音材として、房の天井、通路の天井にはりつけてあるのです。

このように監獄は明治時代の監獄法が未だに生きているように、封建的時代のままの状態にあります。しかし、これは監獄当局だけの責任にすることはできず（所長といえども法務省内では小役人にすぎない）、法務省及びそれを支えている検察官僚（矯正局長も刑事局長も事務次官もすべて検事たちである）にこそその責任があります。なぜなら拘置所長、刑務所長の悪らつな処遇改悪を、連中の「裁量権」を広く広く認定してきたのは裁判所だからです。

看守の待遇について。看守達の非人間的、封建的牢番的態度は看守が置かれている劣悪な職環境の結果でもあります。彼らにかかるストレスの発散が囚人虐待につながっているのです。看守達のすべてが非人間的というわけではありませんが（根が優しい人もいれば、人格的にまともな人も結構多い）、少なくない部分は強権的態度を当然とし、囚人達を動物のように扱うことには何の抵抗もない状態にされています。これは一部の不良看守を除いて彼

らの責任ではなく、法務省の看守教育がデタラメである」とによっています。なぜ、囚人達が看守を「先生」と呼ばなければならぬのか。なぜ、囚人達は「ガラ」と呼ばれなければならないのか。看守に従事している人々（刑務官）を差別する訳ではありませんが、「先生」と尊称で呼ぶ対象でしょうか（もつとも私は決してそのように呼ばないが）？話を戻せば、看守達の態度の悪さは教育と劣悪な労働条件によっています。刑務官募集においては、「年二〇日以上の有給休暇」となっていますが、実際には、年八日もとろうものなら、上司に非常識な奴と批判され、「このようないい」と回状がまわることになっています。他の官庁では、八時半出勤、五時十五分終業となっていますが、看守達は官舎居住（職住同所）であることもありますが、八時以前の出勤と、労働時間は表向き週四二時間になっていますが、実際にはもっと多くなっています。そのうつぶんがらしが囚人に向かうのです。また、看守の社会的身分が低いことも連中の人間性を失わせることになります。

監獄の民主的改革、具体的に書くと、それだけで長くなるので今回は控えますが、北欧などの制度をよく研究すべきだと言つておきましょう。「天安門事件」と死刑執行の多さで評判を落としている中国ですが、作家の阿部譲治氏がテレビ放送の取材に行って、日本とのあまりの違いに驚いていました。もちろん、中国の監獄のほうが優れているということです。勘違いしないように。

## VIII 死刑廃止を訴える

### (1) 死刑存続の根拠

法務省や司法当局は死刑存続の根拠として、必ず、被害者感情、犯罪抑止効果、世論の三つを挙げて、「まだ日本では死刑廃止はなし」と主張するのが常です。果たしてそうでしょうか。まず、「被害者感情」について。被害者は殺されてしまつてい

るので、実際には「遺族感情」とそれに名を借りた「第三者感情」になります。佐木隆三氏は、「遺族の感情というが、実際には日本で死刑になっているのは現在、殺人の一%程度である。その論でいくと、残りの九九%の遺族は感情を無視されている」といふと述べています。もちろんこれは逆説的な言い方です。重要なことは報復として死刑にしても被害者は生き返ることはできないということです。被害者の生きる権利が奪われた。確かにそうです。殺人とはもつとも憎悪すべき犯罪です。しかし被害者と同じ土俵に立つて加害者の命を奪うことによって、それで良しとして残るものは何もありません。遺族の憂さや悔しさはそれで一時的に晴れるかもしれません。しかし、それは病気になつた患者の病気を直すのではなく、患者の息を止めて、直つたとすることになるのではないでしようか。被害者の無念が晴れるのは、加害者が真に悔いた時であり、そして、真に悔いた者（病気が直つた人、犯罪は社会の病である）を殺す必要があるでしようか。問われていることは人間の尊厳ではないでしようか。

次に、「犯罪抑止効果」についてです。実は、国連で色々調査してきましたが、未だに抑止効果があることは証明されていません。そもそも死刑に抑止効果が本当にあるのなら、死刑存続国では殺人事件がなくなっているはずではありませんか。世界のどこをさがしてもそのような国はありません。衝動的な殺人の時には、死刑になるかどうかを加害者は考えてはいないし、計画的な悪意のある殺人の加害者は、捕まつて死刑になるとは考えず、捕まらないようになつてゐるつもりなのです。死刑は連中の歯止めにはならないのです。愛知県で少女誘拐殺人事件がありました。警察の不手際で（公安警察ばかりを強化し、刑事警察をおざなりにしていることも原因であり、刑事担当の警察ばかりを責めることはできないが）、少女は無残にも犯人にスコップで撲り殺されてしましました。こんなことをすれば、日本では当然に死刑になるにもかかわらず（しかも逃げることは不可能な状況で）、彼は少女

を殺してしまったのです。これは死刑が凶悪犯罪の抑止に何ら役に立たないことを示しています。違いますか。最近、子どもたちが殺される事件が目立ちますが、犯人達は捕まれば死刑になることを承知でやっているのです。これは死刑を廃止しているフランスなどの国ではなく、死刑存置の日本で起つてることなのです。

「世論が死刑廃止を認めないから」。法務省や司法当局が死刑存続を宣伝しておきながら、どうして世論を変えることができるのでしょうか。犯罪発生のデータすら十分に理解されていないし、死刑の実態が秘密にされたまま、どうして正しい世論が形成できるのでしょうか。八九年六月に実施した総理府の世論調査の質問項目の第一は、「人殺しなどの凶悪犯罪は四、五年前と比べて増えているか」であって、回答者の九一%の人は増えているとしていますが、実際にはこの三十年間で殺人は半減しているのです。人口は増えているので十万人あたりの比率でいえばもっと減っていることになります。このように人々の理解は必ずしも正しくはありません。総理府の質問項目はこの次に、「死刑をなくすと悪質犯罪が増えると思うか」と続き（「はい」が六七%）、さらに「どんな場合でも死刑廃止に賛成か」とすれば、死刑廃止反対が六七%にもなるのはあたり前です。しかも連続幼女誘拐殺人事件のさ中であれば尚さらです。この世論調査は、日本が国連の「死刑廃止条約」決議に反対票を投じるために誘導されたものであつたことは明白です。これが日本の人権政策です。普通、どこの国でも「人権政策」といえば、「人権擁護」のそれですが、日本の人は「人権無視」のことを指します。誘導された世論は絶対ではありません。

### （2）死刑の退歩性

「罪を憎んで人を憎まず」が、発展した人間社会のあり方です。死刑に固執する勢力は、「家族を殺されたらどう思うか」と問うでしょう。確かに私の友人や身内が殺されれば、その犯人を殺してやろうと思うでしょう。強姦罪や幼女殺害犯は死刑にすべきだ

というのが私のいつわりのない本音です。しかし、それは人間の変革を信じない古い考え方から抜け出せないからに他なりません。罪を犯さざるを得なかつた人々の変革の機会を奪うことなど誰にできないのです。その人を犯罪に追いやつた社会的背景を問い合わせを変えつつ同時に、その人自身の反省を促し、自身の罪を恥じ後悔し、自ら改めるよう援助し、変革の機会を与えるのが一釋放するということではない。悔い改めることが前提だ）、眞の人間的な対応ではないでしょうか。ところが、現行の死刑制度では、過酷な条件の中で人間としての生きる道を失い、その結果として罪を犯した人が眞剣に罪を悔い改めていても、死刑にするか否かは過去の判例と事件の状況でしか判断されていません（逆に、全く悔い改めていくとも過去の判例で刑が軽くなったり、執行猶予になつていても、永山則夫さんの例を見れば明らかです。なぜ、彼を処刑しなければならないのでしょうか。

人の命を奪つた者の命を奪つてみたところで、亡くなつた人は生き返つたりはしません。報復としての死刑ではなく、罪を心から悔い改めるさせる「教化」「教育」こそ必要ではないでしょうか。それが人間らしい尊厳のある対応ではないでしょうか。極端に言えば、殺人の形態ではなく（正当防衛、過失致死、傷害致死から計画殺人まで）、罪を眞剣に悔い改めていれば一年の拘留でも良く、逆に殺人を犯していなくとも、全く悔いあらためる気のない者は一生拘留すれば良いのです。

### （3）一度切り離した首はつながらない

毛沢東は、「地に落ちた首はつなぎ合わせることはできない。二ラと違つて、一度、切り取ると二度とのびてこないので、切りまちがえたら、誤りを改めようとしても改めようがない」と、死刑には肯定的ではありませんでした（中国では多くの日帝戦犯将兵たちはよほど悪質な高級将校でなければ処刑されることはなかつた。自ら罪を告白した者は誰も処刑されなかつた。米軍はそうではなかつた。B級戦犯、C級戦犯でも処刑され、逆に、A級戦

犯の岸も正力も生き延びた。ヒロヒトも、これが中國と米国の連である。

さて、現在の日本ですが、冤罪で死刑にしてしまったらどうするのですか？ 免田さんや赤堀さんのように、死刑台から無罪を勝ち取った人々はいますが、死刑されてしまった人々もいます。一九五二年に逮捕され、六二年に処刑された藤本松夫さんの場合がそうです。あの中曾根康弘氏「この場合は、氏」をつけてあげましょう。までもが「藤本さんを死刑から救う会」に参加し、再審請求をしていましたが、三回目の請求が棄却された翌日に処刑されてしまいました。法相・中垣国男が棄却前々日に、判決を事前に知っていたかの如く死刑執行命令書に署名捺印していたのです。他には、再審請求をしながら、「帝銀事件」の平沢さんはよう獄死してしまった人々多くいます。彼らの獄中でつぶれた生涯と名譽は、一体どうなるのですか。

無罪の者を吊るす、これはもう立派な殺意を伴った一級の殺人事件です。違いますか。無罪の者を有罪にした警察官たち、死刑を請求した検事たち、死刑を判決した判事たち、再審請求を棄却した最高裁判事たち、執行を命令した法務大臣、これらの者どもは、この殺人にどのよくな責任をとるのですか。税金として集められた金で遺族に賠償しますか。それこそ、「遺族感情」はどうなるのですか。税金で償うなんてとんでもない話です。同じよう吊るされると良いのです。冤罪無罪とした場合は、無罪にいたった同じ期間を有罪にした者たちも服役すれば良いのです。無実の者を有罪にした場合の責任はそのようなものです。己の責任を税金でこまかすべきではありません。無実の者を死刑にした關係者は現体制が維持されることを望んでおきなさい。でなければ、「未必の故意」による殺人罪で起訴され、死刑に処せられるであろうから。これらの者達を処刑してから死刑は廃止にしましょう。そう、死刑には「抑止効果」があると、これらの者達は主張していましたのだから、その主張通り責任を取ってもらうことになるでしょう。

(以下、次号)



公判日程 丸岡 氏	
七月	八日
一一四日	
一一五日	
午前十時	